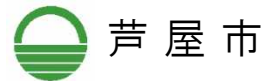


お知らせ



南芦屋浜南護岸等の試験開放に おける**エリア分け**の実施について

令和4年10月28日から行っている試験開放ですが、**令和5年8月3日からエリア分けの取り組みを追加します**。皆様ご協力いただきますようお願いいたします。

南芦屋浜南護岸付近の海岸は、散歩、ジョギング、釣りなど、様々な利用が行われており、今後も自由にお使いいただきたいと考えています。しかし、釣りを行うことで人や自転車の滞留が発生するとともに、投げ釣りを行うことにより、釣り人の背後を歩くことを危険だと感じ、区分けを望む声が多くあることも事実です。

そのため、多様な目的で多くの方が、気持ちよく護岸を利用できるための方策として、釣りが「できるエリア」「できないエリア」としてエリア分けを行うことにしました。

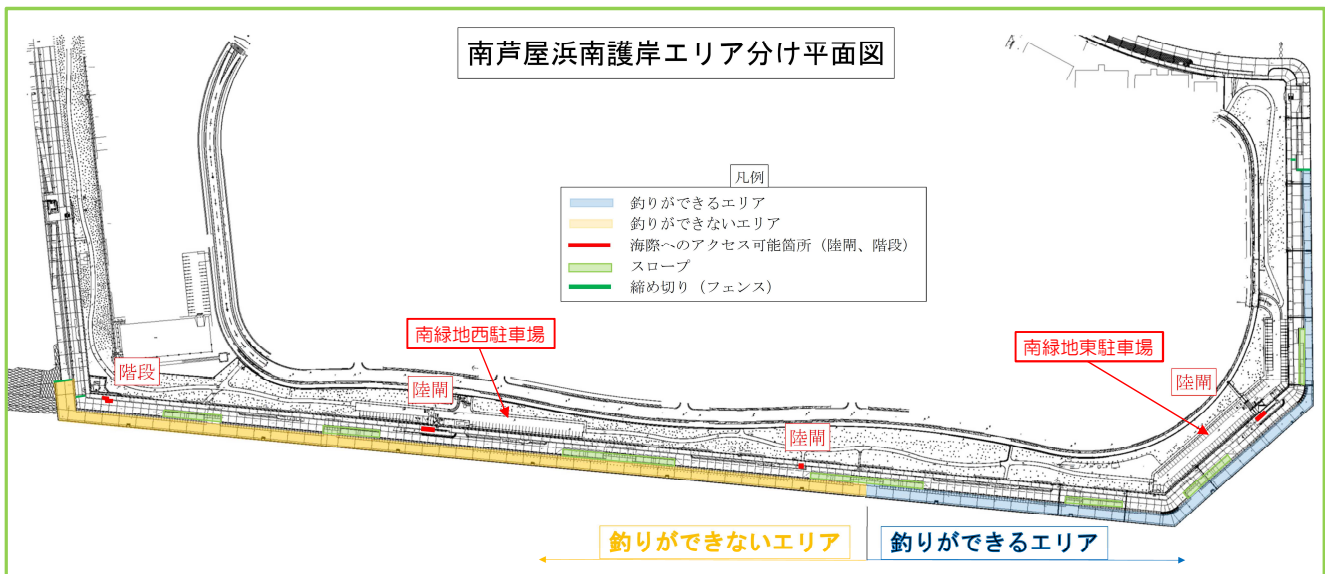
なお、このルールは県、市、地元自治会が協議によって決めた「地域にも利用者にも望ましいと考えられる独自のルール」です。

南芦屋浜南護岸では、すべての利用者が共存できる海岸を目指しておりますが、ゴミの不法投棄、釣りエサによる悪臭等が多く発生する場合は、周辺地域の住環境面を考慮して閉鎖することがあります。

釣り人がこのルールを守り、すべての方が気持ちよく利用していただける海岸になるようご協力をお願いします。

変更の概要

1. 期間 令和5年8月3日(木)～10月初旬
2. 時間 8時～20時(これまで6時に開放していた一部区間も8時に変更)
※閉門時刻の20時迄に必ず退出してください
※隣接する2箇所の駐車場の営業時間は8時～20時です(ただし入庫は19時迄)
3. 区域(範囲) 全体:約1.1km(下図の黄色、青色の範囲)
※黄色:釣りができないエリア 青色:釣りができるエリア
※海際への出入りは4箇所の階段及び陸間から可能(赤色)



お問合せ先:兵庫県 尼崎港管理事務所 06-6412-1362
芦屋市 道路・公園課 0797-38-2065